

文化財等を活用した旧町部エリアにおける体験価値向上ARコンテンツ
制作・普及業務委託 仕様書

1 業務名

文化財等を活用した旧町部エリアにおける体験価値向上ARコンテンツ制作・普及業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

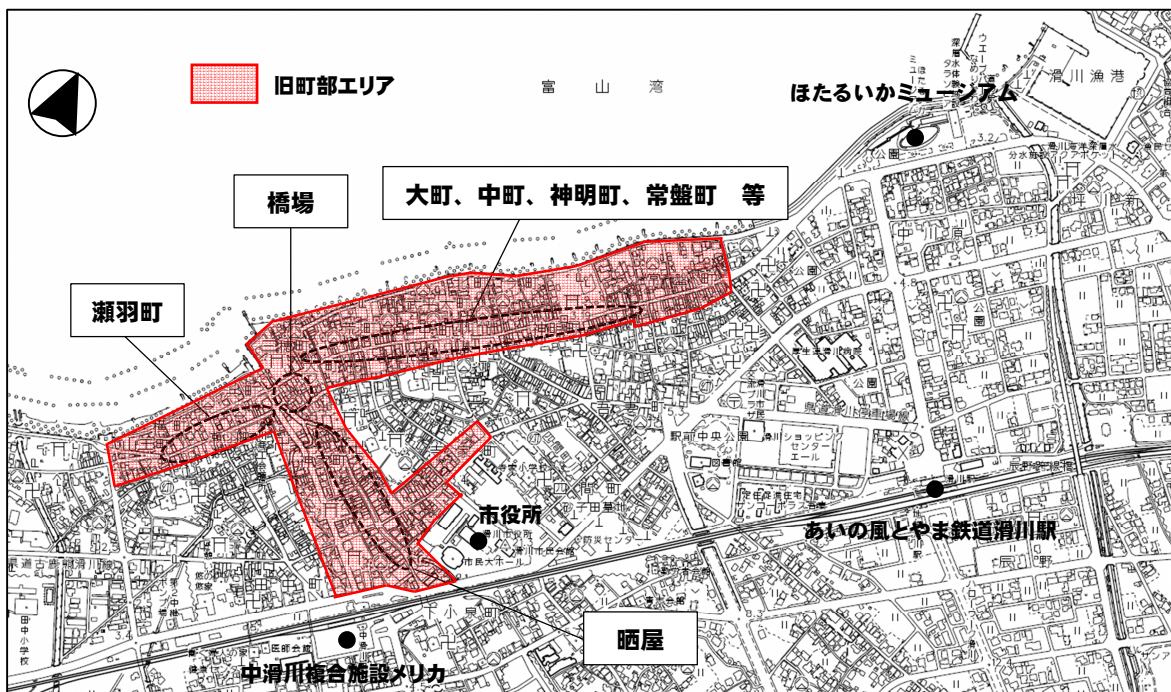
本業務は、旧町部エリア（晒屋、橋場、瀬羽町、大町等）において、訪れた人が旧町部エリアの持つ歴史・文化等を知り、楽しむことができる拡張現実（以下、「AR」という）を活用したコンテンツを開発する。また、開発したコンテンツを普及するための取組みも合わせて実施する。

これにより、来訪者の体験価値向上、旧町部エリアの回遊性促進、滞在時間延長および消費の拡大を目的とする。

なお、提案にあたっては、必ず、実施要領別紙の評価基準を参考に業務内容を検討すること。

3 業務対象エリア

旧町部エリア及びその周辺で、本業務の効果が高いと考えられる箇所。



4 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月20日（金）

5 業務内容

(1) ARコンテンツの制作

①ARスポットの構築

- ・旧町部エリア及びその周辺の登録文化財などの歴史的な建造物や街並みを活用して、来訪者の体験価値向上、旧町部エリアの回遊性促進、滞在時間延長および消費の拡大に資するARコンテンツを作成すること。なお、その際には少なくとも、以下 a 及び b の2種類のARコンテンツを作成すること。
 - a. 別表の建造物 15 棟各々を解説するARコンテンツ
 - b. 現在の街並みと、市が所有する昭和時代の写真等（その他、動画や資料を含む）とを対比させることができるARコンテンツ
- ・なお、上記以外のコンテンツについて、委託限度額内で業務の目的の達成に効果的であると考えられる提案があった場合には、実施要領別紙2⑥独自提案の項目で評価する。

※提案書の作成に当たって、市が所有する写真等のサンプルの提供を希望する者は、滑川市公民連携課にその旨連絡すること

<要件>

- ・少なくとも i O S および A n d r o i d に対応すること
- ・利用者の個人情報を収集しない仕様とする
- ・ARコンテンツへのアクセス数がわかるようにすること
- ・情報収集は最小限とし、セキュリティ対策を講じること

②スポット設置・関係機関連携

- ・業務対象エリア内事業者（飲食・宿泊・観光施設等）と連携し、ARスポットを設置すること
- ・必要がある場合には関係者への事前調整・説明を実施し、協力体制を構築すること

(2) ARコンテンツの普及

- ・市民や事業者向け企画ワークショップまたはプロトタイプの体験会など、コンテンツの普及に向けた取組みを実施すること

(3) 保守運用の提案

- ・令和7年度中のシステム保守・運用体制を提示すること
- ・令和7年度中のシステム保守・運用については、委託費に含めるものとする
- ・令和8年度以降のシステム保守・運用体制についての提案を行い、運用コストの目安も示すこと

6 提出書類及び成果物等

(1) 提出書類

受託事業者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を速やかに提出することとする。

①契約締結後

- ア 事業計画書（工程表を含む）
- イ その他、本市が業務の確認に必要と認める書類

②業務完了後

- ア 委託業務完了届
- イ 実績報告書
- ウ その他、本市が業務の確認に必要と認める書類

(2) 成果物等

- ・制作物（ARコンテンツ）
- ・操作説明書及び運用手順書（障害対応マニュアルを含む）
- ・ARコンテンツの普及にかかる成果物
- ・その他、本市が業務の確認に必要と認める成果物

7 再委託

(1) 再委託の禁止

受託事業者が、本業務の各工程を一括して第三者に委託することは禁止とする。ただし、各工程の一部を第三者に委託する必要がある場合には、あらかじめ本市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うこと。

(2) 再委託先の要件

再委託先の事業者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

(3) 再々委託の禁止

再委託となったものが、さらに第三者に委託（再々委託）することは禁止とする。

8 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。なお、再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

9 著作権

本業務により作成される全ての成果物の著作権および関連する権利の取扱いについては、以下のとおりとする。根拠法令は著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）による。

(1) 成果物の所有権および著作権の帰属

本業務により作成される成果物の所有権および著作権（著作権法第 21 条～第 28 条に定める権利）は、原則として発注者に無償で譲渡するものとし、譲渡時点において発注者に帰属する。

(2) 著作者人格権の不行使

受注者およびその他関係する第三者が有する著作者人格権（著作権法第 18 条～第 20 条）については、発注者およびその指定する者に対して一切行使しないものとする。

(3) 第三者権利の処理

成果物に第三者の著作権、肖像権、商標権等の権利が含まれる場合は、受注者が当該権利者から適切な許諾を得ることとし、その交渉および費用はすべて受注者の責任と負担によるものとする（著作権法第 63 条、民法第 415 条等に基づく債務不履行責任含む）。

(4) 発注者による自由な利用

発注者は、当該成果物を自由に使用し、または改変・再利用（翻案含む）することができる（著作権法第 27 条、28 条に基づく翻案権・二次的著作物利用権の譲渡を含む）

(5) 受注者の利用について

受注者が成果物を自己の業務実績紹介等で利用する場合は、発注者の事前の承諾を得ることとする。

10 その他留意事項

- ・業務の実施にあたり、この仕様書に明示されていない事項又は、業務上疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。
- ・業務の遂行にあたり発生した事故や損害については、受注者の責任において対処、負担することとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- ・業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- ・関係書類等については、本業務委託終了年度から 5 年間保管すること。また、本業務委託に係る会計実施検査が実施される場合は、本市に協力すること。

別表

名 称	所在地	備 考
城戸家住宅	瀬羽町 1862	国登録有形文化財
廣野家住宅（廣野医院）	寺家町 254	国登録有形文化財
小沢家住宅	寺家町 1618	国登録有形文化財
旧宮崎酒造	瀬羽町 1860・1 他	国登録有形文化財
田中小学校旧本館	加島町 230・1	国登録有形文化財
有隣庵（旧土肥家住宅）	瀬羽町 1848・1 他	国登録有形文化財
菅田家住宅（衣装蔵）	瀬羽町 1855 他	国登録有形文化財
養照寺本堂	領家町 551 他	国登録有形文化財
滑川館	神家町 288・1	国登録有形文化財
櫛原神社	神明町 1177	国登録有形文化財
養照寺本陣	領家町 540	市指定文化財
旧高嶋医院	加島町 866	
旧嶋屋	橋場町 1808	
旧酒井歯科医院	瀬羽町 1861	
旧高木商店	瀬羽町 1878・1	

以上